

# 校務用及び生徒用 LAN パソコンのデータ消去、回収及び運搬業務仕様書

## 1 業務名

校務用及び生徒用 LAN パソコンのデータ消去、回収及び運搬業務

## 2 業務の概要

令和元年にリース契約した校務用及び生徒用 LAN パソコン(ノート型パソコン「Dell Vostro15 3581」)1,839 台のリース契約終了に伴い、各県立学校等から機器を回収し、受注者が用意する施設に運搬の上、データ消去を行うもの。

## 3 業務の内容

### (1) 搬出について

- ア 各県立学校等から機器を搬出する際は、機器の紛失、盗難及びデータ漏洩等に配慮した運搬を行うこと。
- イ 機器の搬出後、速やかに受注者が用意する施設に搬入し、検品作業を行うこと。
- ウ 検品は県が提供する一覧表を用いて行い、欠損や追加等が判明した場合は、その旨を同一覧表に記載して提出すること。

### (2) データ消去について

- ア データ消去作業は、機器の搬出後に行い、作業完了まで機器の紛失、盗難及びデータ漏洩等防止のための必要な措置が講じられている部屋等で管理、保管すること。
- イ データ消去は、原則としてソフトウェアにより行うこと(物理破壊は不可)。ソフトウェアは、CD-ROM/DVD-ROM または USB メモリにより起動するものとする。
- ウ データ消去の対象は、パソコンに内蔵されている HDD とする。
- エ データ消去用のソフトウェアは、受注者が準備するものとする。ソフトウェアの調達に必要な経費は見積額に含めること。
- オ データ消去方式は、データが復元不可能な状態にする方式を選択すること。
- カ パソコンの動作不良等によりソフトウェア消去が不可能な場合は、対象のパソコンから HDD を取り出して磁気消去を行うこと。物理的な破壊を伴わない確実な消去方法があれば、教育企画課の担当者と協議を行うこと。なお、磁気消去等を行う機器は、受注者が用意するものとする。
- キ データ消去作業の完了後、パソコンの電源が入るかどうかを確認後、結果を報告すること。なお、データ消去作業によりパソコンが起動しなくなった場合でも、受注者にその責任を問わないものとする。

### (3) 返却について

データ消去後の機器の返却日程および運搬等については、教育企画課との協議のうえ、決定することとする。また、富山市内において機器を返却する場合、その費用については受注者が負担する必要はないものとする。

## 4 業務場所

別紙のとおり(今後、数量や場所等が変更になる可能性あり)

## 5 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 6 成果物

### (1) 納品成果物(紙および電子媒体 各1部)

以下のとおりとする。

- ア 作業実施計画書
- イ 作業日程表
- ウ 作業体制表
- エ データ消去証明書
- オ 業務完了報告書

### (2) 納品場所

指定場所(富山県富山市 地内)

## 7 その他

- ・ 別紙「セキュリティに係る特記仕様書」を遵守すること。
- ・ 本仕様書に記載が無い内容で疑義が生じた場合は、教育企画課の担当者の指示に従うこと。